

事業主・被保険者の皆さまへ

12月 以降の届出は

住民票上の住所の記載が必要です！

6月の省令改正において、個人番号(マイナンバー)の届出(記載)が、既に必須となっていますので、健保加入時には、両方の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者(異動)届」には『住民票上の住所』をご記載ください

☑ 『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です
※ 海外居住者や 公用ビザの方など、住民票上の住所を有していない場合は、居所の住所等が必要です

12月以降、加入者の住所(住民票上の住所・居所)について変更があった際は、「住所変更届」で届け出てください。



各種届書の様式変更により記載方法が変わります

例 資格取得届

紙媒体	
被保険者1	3. 共通住所 4. 船保住所 5. 個人番号 6. 氏名 7. 性別 8. 生年月日 9. 住所 10. 居所

「資格取得届」や「被扶養者(異動)届」の住所欄には、住民票に記載された(住民票上の)住所をご記載ください。ただし、「海外在住者」や「公用ビザの方」など、住民票の住所または住民登録がない方につきましては、事業所の所在地・名称 または 居住の住所をご記載ください。

電子媒体 4. 5. 2 資格取得届・70歳以上被用者該当届データレコード(健康保険組合提出)

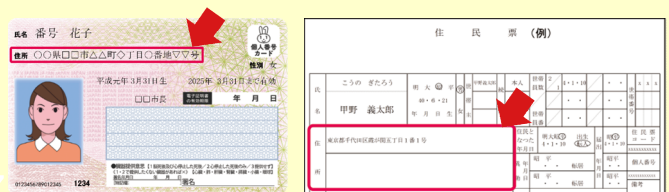
項番29~32の【親番号(郵便番号)】、【子番号(郵便番号)】、【被保険者住所(カナ)】、【被保険者住所(漢字)】については住民票上の住所を入力します。なお、居所等に関しては項番36「健保固有項目」に入力してください。

! 「被扶養者異動届」も同様に「住所」欄の記載方法が変わりますのでご注意ください。
『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。

「資格取得届」・「被扶養者(異動)届」は、『個人番号(マイナンバー)ほか必要な事項』または『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』が記載されている場合、原則として受付させていただきますが、マイナンバーを含む届出必須項目に記入漏れがあった場合は、返戻させていただく場合があります。

住民票上の住所はココを確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



なお、マイナンバーの提出が遅延している場合、健保組合ではオンライン資格確認等システムへのデータ登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、ご不明な点などは、業務部・資格課(Tel 03-3574-8217)までお問い合わせください。